

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係22 返還交渉前史（対米・対内）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43736

井欄干圍遶野田風似錦衣吹水金

極秘

五 年

1. 沖縄の多面的問題に
対する対処方針について

昭和42.8.4
米北

沖縄の当面の問題は(1)沖縄住民の自治権
の拡大とそのための琉球政府の強化。(2)米軍と

住民との摩擦の問題(所謂人権問題)。(3)本土と
の経済的・社会的格差是正の問題を含む本土との

一体化の促進の3問題に大別し得る。

(1) 沖縄住民の自治権拡大の問題については米政府と
中絶統治の荒廃政策の1つとして掲げられており、

2ヶ分野については若干の進歩がみられる。

しかしながら、米政府が沖縄に対する施政
の全権を掌握し、高等弁務官がその権限を委任

されている限りにおいて、自治権の拡大も結局、その

2
高等弁務官の権限をどの程度まで琉球政府が
代行を許されるかという沖縄統治機構の外

部世の問題に帰着する。~~その~~ ^{この}米軍の日常の
民政に關する行政の1つ1つに及ぶ米政府

の監督・干渉が及ぶが ~~是正されるべき~~ ^{これは}
米政府の ~~直接統治の色彩を薄く~~ ^{琉球}

政府の権限の拡大を ~~はかると~~ ^{希望する} ことには
勿論であり、日本政府も ~~琉球政府の~~

自治権拡大の ^{列強}
かかる希望に対しては ~~之れを支持する~~ ^{之れを支持する} 態度を
とり ~~て~~ ^る べきである。その場合にも、日本政府は ~~之れを~~
(=これは) ^を 促したる。

進行の得るまでは米側に善処を求めよう
とせしめ、事件について直接の参与を増し得

るとするは断って判断される。



(2) 米軍と住民の摩擦の問題(所謂人権問題)
 については住民の権利の著しい侵害が希生した
 場合には、日本国民たる沖縄住民の保護のため
 に、外交保護と同様の救済措置をとることは
 申し入れを行なう
 今後とも引き続き行なうことが必要であろう。

併しながら、沖縄が米国の施政下であり、
 沖縄の住民は自らの民政に関する事項について
 自治を行なうこととの建前からすれば例え
 ば、米軍要員の関係する犯罪事件について裁判
 及び警察の管轄権を沖縄住民の自治機関に
 委ねることを要求することは、法理上は無理があ
 り、所謂人権問題のかかる形での抜本的解決
 は困難を考へざるを得ない。

結局、この面でも、日本政府としては個々の事件

以上、米軍に対し、必要を申し入れを行なうと
 共に、一般的に米軍の軍規の厳正な維持
 有知な防犯措置に期待することをなすべき
 である。 軍民及び関係の改善措置
 以上が如く、他々の問題については、この国の関係
 (3) ~~従って~~ 日本政府としては、以上述べた沖縄
 に関係する当面の問題の中には、本土との一体化
 最大の
 に重点をおいて対処すべきものとする。

~~本土との一体化は~~ (a) 施政権返還 ~~法制上、行~~
 政上 或いは社会的、感情的支障を起さぬ
 よう措置することにより、復帰の際の困難な問題
 を減少する。(b) 本土と沖縄との本来的な障り
 とし、悪影響を有招はる
 を強化する。(c) 沖縄の社会が本来力来して
 あり、本土との地理的距離が比較的近いこと、
 的社会的障りの障りとなること

~~施政権の本土からの分離という政治的理由~~
~~による一層拡大を以て開きを認めない~~
 上、大きな経済的、社会的単位である本土の能力
 本土の一体化の促進付之の面での困難を軽減
 成し、~~沖縄の施政~~の実質的改善に貢献し
 べきである。(住民の福祉)
 得るものである。すなわち、本土との一体化の面では
 戸籍に依り事実上の一体化、各種の援護関係
 法規の沖縄への適用に加え、最近では沖縄か
 らの移住の本土からの移住との統合、日本籍者
 の沖縄での発給、失業保険の本土、沖縄間の
 相互給付等の措置をとられ、又、生存者給付
 の実施、各種資格の統一化等の措置が考慮
 されている。(今後)の面での一層の進展を
 (4) ← ~~本土一体化~~

図るため、~~その~~の全ての官庁はそれぞれの
 の行政分野について、本土と沖縄との一体化と

促進し得る措置如何を検討し、その中で適
 当なものを選び、米側との協談を通じ、その
 (取)り
 実現を図ることを体制化するべきを希す。
 このため、必要であれば米側との間にも、
 民政府(必要に応じ、琉球政府を含む)の専門家
 が随時参加し得るような形の専門家間の
 協談機構を設置するべきを考へらる。
 (5) このような本土との一体化の~~推進~~^{推進}は自治権
 拡大や所謂人権問題と異なり、米側の施策
 に対する注文や批判との色彩よりも、施政権
 返還が日米共通の目標であることと再確
 認すると言う精神的意義と並んで、~~案内~~
 沖縄施政の改善~~を~~の、~~琉球政府の~~
 (実質的) ~~沖縄~~
 行政に、日本政府が貢献する、という積極的。

建設的意義があるとの：米側と17も24を歓迎するものと考えられる。

(6) (前)から最近改善の兆しがあるのは各
民政府等の実際の施政に当る者の間には、2の

様な本土との一体化の措置について、施政
権のに対する養育と警戒の風潮が不

いは言えない。又、我々 ~~結果~~等においても
米側の意向について完全な信頼感がある

とは言えない。この意味で日米両国政府の
最高のレベルにおいて本土との一体化の促進

を日米共通の政策としてこの際再確認
するところが極めて有意義であると考えられる。

(7) 2のよりの沖縄に関する当面の問題では差あり。
本土との一体化の促進に重点をおいた施策を

進める2つが ~~最も~~ ^望ましい。2つに併せて必要と思
われる本土政府と琉球政府との人物交流の

活発化、菊連事務所強化等を通じて我々の
対沖縄施政に対する発言権が強化される

従って当然自治権拡大 ^{および}所謂人権問題等の
解決にも ~~望~~ ^望ましい効果 ~~ある~~ ^を ~~2つ~~ ^を 期待し得る

(8) なお、本土との一体化の促進が米側施政権
を前提とする建前であるので、2つに併せて行わ

れるべき施政権返還の交渉に際し ~~は~~ ^は 我々の
熱意につき米側の疑念を抱かせないよう留意す

る必要がある。このためには本土との一体化の措置が
ある。施政権返還を前提として、復帰の際の困

難を断つための準備であるという面を強調
するところが望ましい。

